

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十三年九月二十八日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ鴨方店
所在地 浅口郡鴨方町鴨方九五〇一二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 イオン株式会社
所在地 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
代表者の氏名 代表取締役 岡田 元也
- 3 変更しようとする事項
(騒音対策)
 - (1) 騒音予測地点 A'付近の敷地内（駐車場）に午後十時以降の駐車自粛を促す表示板を設置する。
 - (2) 騒音予測地点 A'付近の駐車場については午後十時以降駐車できないようにコーン及びロープによって駐車制限をする。
 - (3) ゲート三入口付近に、ゲート一、ゲート二からの入場を誘導する表示板を設置する。

二 届出年月日

平成十三年九月二十日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十三年九月二十八日から平成十四年一月二十八日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部商企画課及び井笠地方振興局総務振興部総務振興課